

令和7年度補正産地生産基盤パワーアップ事業
「園芸作物等の先導的取組支援（果樹）」
令和8年度果樹経営支援対策事業のご案内

果樹の新改植や園地・施設の整備等により、経営発展を目指す果樹農家を支援する事業です。国の補助事業のため、事業内容が適正であることと、関係書類の十分な準備が必要です。要件等は下記をご確認ください。

1. 対象者、対象園地（全事業共通）

【対象者】 ①担い手基準（別紙）を満たすこと

②「地域計画」の「目標地図」に位置付けられた者であること

【対象園地】 ①鶴岡市果樹産地構造改革計画で定める「振興品種（別紙1参照）」へ改植・新植するか、現時点で植栽されていること

②「目標地図」に位置付けられていること。

2. 事業の内容

実施事業・スケジュールによって、産地生産基盤パワーアップ事業（以下、産パ事業）と果樹経営支援対策事業（以下、果樹経事業）のいずれかの申請となります。

（1）振興品種への改植・新植事業

【事業内容】

振興品目・品種への改植、新植（別紙1記載の品目・品種への改植、新植）

【補助対象経費】

苗木代、伐採伐根費用（改植時）、深耕整地費用（新植時）、植栽費・盛り土代、土壌土層改良用資材費、肥料代、果樹棚等の設置費用（改植・新植と同時に新設する場合 ※産パ事業のみ）

【補助率】

転換先の品目	果樹経営支援対策事業			産パ事業
	改植	新植	植栽密度の下限	
振興品種（ブルーベリー以外）	17万円/10a	15万円/10a	かき 30本/10a りんご 18本/10a ぶどう 12本/10a もも 18本/10a 日本なし 40本/10a おうとう 15本/10a 西洋なし 15本/10a いちじく 10本/10a	全て補助対象経費の1/2
ブルーベリー	補助対象経費の1/2			
りんご 超高密植（トルスピントル）栽培	73万円/10a	71万円/10a	250本/10a	
りんご 高密植栽培	53万円/10a	52万円/10a	165本/10a	
根域制限栽培（ぶどう、なし、もも等）	100万円/10a	99万円/10a	170本/10a	
V字ジョイント栽培（りんご、なし、もも、柿等）	73万円/10a	71万円/10a	りんご 166本/10a、なし・もも 125本/10a 柿 190本/10a	
りんご わい化栽培	33万円/10a	32万円/10a	62本/10a	
りんご 朝日ロンバス方式			33本/10a	
醸造用ぶどう 垣根栽培			125本/10a	
なし、もも、柿 ジョイント栽培			なし・もも 169本/10a 柿 190本/10a	
おうとうのV字・Y字栽培	補助対象経費の1/2			

【 実施要件 】

- ・ 改植、新植面積が2a以上であること
 - ・ 改植の場合、園地の半分以上の面的な改植で、事業により既存の樹木が伐採、抜根されること
 - ・ 改植、新植とも10aあたりの下限本数以上を植栽すること（果樹経事業のみ）
 - ・ 改植、新植面積から算出される補助金額以上の経費を要すること（果樹経事業のみ）
- ※ 補植や園地のごく一部での改植、間引き改植、千鳥改植、幼木からの改植、すでに伐採済みの園地での植栽は改植事業の対象外
- ※ 同一品種への改植（単純更新）や自家養成苗を使った植栽、施設（果樹棚等）の撤去費用は対象外

（2）果樹未収益期間支援事業（未収益期間の幼木管理）

【 事業内容 】 「（1）振興品種への改植・新植事業」を行った園地については、未収益期間への助成があります。（ブルーベリーは対象外）

【 補助率 】 22万円/10a（定額）

（3）改植・新植以外の整備事業

【 事業内容 】 ①排水路の整備（明渠、暗渠の設置工事費）
②用水・かん水施設整備（揚水施設、散水施設等の設置費）
③園内道路の整備、傾斜の緩和、土壌土層改良
④防霜設備（防霜ファン）、防風設備（防風ネット、支柱等）の整備、

【 補助率 】 事業費の1/2以内

【 実施要件 】 ・園地面積（受益面積）が10a以上であること
・収入保険、果樹共済のいずれかに加入すること

（4）改植・新植に伴う病害の低減に資する簡易な雨よけ設備の設置 ※産パ事業のみ

【 事業内容 】 おうとう、ぶどうへの改植、新植に伴う雨よけ設備（資材費・施工費）

【 補助率 】 事業費の1/2以内（事業費上限400万円/10a、補助上限160万円/10a）

【 実施要件 】 ・「（1）振興品種への改植・新植事業」と同時に新設する場合が対象
・改植・新植面積と施設整備面積がともに10a以上であること
・原則として収入保険、果樹共済、対象となる設備の施設共済のいずれかに加入

（5）高温障害対策資材の導入

【 事業内容 】 ①支持設備と一体的に導入する遮光ネットの整備（資材費・施工費）
・既に導入済の支持設備があれば、遮光ネット単体でも対象
・遮光ネットと一体的に導入する場合、展張用のワイヤー、番線、巻き上げ装置も対象
②点滴かん水設備と一体的に導入するマルチシート（※）の整備（資材費・施工費）
※ 遮光性・遮熱性を備え、かん水施設と一体的に運用するもの
・既に導入済の点滴かん水設備があれば、マルチシート単体でも対象
③果実や樹体の冷却を目的とする細霧冷房の整備（資材費・施工費）
・循環扇、送風ファンは対象外

【補助率】 事業費の1/2以内

- 【実施要件】
- ・園地栽培面積（受益面積）が10a以上であること
 - ・収入保険、果樹共済のいずれかに加入すること

(6) 井戸の設置（特別枠事業）

【事業内容】 井戸設置に係る経費

【補助率】 事業費の1/2以内

- 【実施要件】
- ・受益者が5戸未満であること
 - ・園地面積（受益面積）が地続きで50a以上であること 等
- ※詳細については各庁舎にお問い合わせください。

3. 注意点

- ・ **事業計画承認前の着手（事前購入・契約・着工等）は認められません。**
- ・ 新規導入のみ対象となります。（単純更新、補修、移設による設置は対象外）
- ・ **事業計画は審査により不採択となる場合があります。また、計画が承認されても満額交付とならない場合があります**ので、あらかじめご了承ください。
- ・ 消費税の取扱いが本則課税の方は、消費税を控除した事業費が補助対象経費となります。
- ・ **実績報告完了から8年後まで、申請園地の植栽状況や導入設備等の維持・管理が必要です。加えて、(3)～(5)の各事業では、収入保険、果樹共済等の継続加入が必要です。**
- ・ 事業実施から4年後までに成果目標を達成する必要があります。（産パ事業のみ）
（例：支援対象者の果樹栽培面積のうち、振興品目・品種の栽培面積を8割以上とすること）

※ 各項目に関連して、現地確認や証拠書類の提出を求める場合があります。

4. 申込み、主なスケジュール（予定）

	①産地パワーアップ事業	②果樹経営支援対策事業
相談申込み締切	8年3月13日	8年7月上旬
計画申請書類提出	8年3月24日	8年7月中旬
事業の着手（予定）	交付決定後（8年6月下旬以降）	8年11月下旬以降
事業の完了締切	8年12月中旬	9年6月中旬
補助金交付	9年3月末	9年9月末

※事業完了が令和8年中の場合は①産地パワーアップ事業への申請、令和9年（春植え等）の場合は②果樹経営支援対策事業への申請となります。

5. 問合せ先

鶴岡市役所農政課	☎35-1296	藤島庁舎産業建設課	☎64-5809
羽黒庁舎産業建設課	☎62-2527	櫛引庁舎産業建設課	☎57-2114
朝日庁舎産業建設課	☎53-2117	温海庁舎産業建設課	☎43-4616

振興品目・品種一覧

品目	品種			
かき	平核無	刀根早生	太天	太月
	太秋			
おうとう	紅ゆたか	紅さやか	佐藤錦	紅秀峰
	紅てまり	ナポレオン	やまがた紅王	
ぶどう (生食用)	安芸クイーン	巨峰	ピオーネ	瀬戸ジャイアンツ
	シャインマスカット	グロースクローネ	デラウェア	天山
	クイーンニーナ	雄宝		
ぶどう (醸造用)	ヤマソービニオン	甲州	山ぶどう	メルロー
	カベルネ・ソービニオン	カベルネ・フラン	ピノ・ノワール	ピノグリ
	シャルドネ	セイベル 9110	ソーヴィニヨン・ブラン	ケヴェルツ・トラミネール
	シラー	ネビオロ	タナ	プチベルドー
	アルバリーニョ			
日本なし	幸水	豊水	あきづき	南水
	甘太			
西洋なし	ラ・フランス	シルバーベル	バラード	オーロラ
	ゼネラルレクラーク	メロウリッチ	バートレット	
りんご	ふじ	つがる	秋陽	陽光
	涼香の季節	紅将軍	シナノスイート	シナノゴールド
	ファーストレディ			
もも	川中島白桃	あかつき	紅博桃	白鳳
	日川白鳳			
いちじく	ザ・ドーフィン	蓬萊柿	ホワイトゼノア	
ブルーベリー	チャンドラー	スパータン	デューク	ウェイマウス
	ノースランド	ブルーレイ	ユーリカ	パークレイ